

## 「中小企業事業者等支援金(第3弾)」について

小田原市独自の施策として、2021年1月に発出された緊急事態宣言の影響により事業収入(売上)が減少した事業者等のうち、国及び神奈川県への支援対象とならないかたに、「中小企業事業者等支援金(第3弾)」を交付しています。

### 【申請受付期間】

令和3年**6月30日(水)まで(当日消印有効)**

### 【交付対象者】

飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受け、次の交付要件を満たせば、**業種を問わず給付対象**となり得ます。

### 【交付要件】

- 1 小田原市内に登記上の「本店又は主たる事務所」を有する法人又は市内に住民登録がある個人事業主等であること
- 2 2021年1月から3月までのいずれかの月の事業収入(売上)が、2019年又は2020年の同月と比較して、20%以上50%未満減少した月が存在すること、かつ50%以上減少した月が存在しないこと。
- 3 国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の交付対象者に該当しないこと
- 4 神奈川県から営業時間短縮要請を受けている飲食店等ではないこと など

### 【交付額】

**法人 上限30万円 個人事業主 上限15万円**

次のア、イの式により算出した金額のうち高い方の金額。

ア	【2019年1月～3月の合計事業収入(売上)】－
	【2021年の対象月(1月～3月のいずれか)の事業収入(売上)】×3ヵ月
イ	【2020年1月～3月の合計事業収入(売上)】－
	【2021年の対象月(1月～3月のいずれか)の事業収入(売上)】×3ヵ月

### 【申請方法】

「電子申請」又は「郵送」

感染拡大防止に向け接触機会を抑制するため、市役所への来庁はお控えください。

(郵送先) 〒250-8555 小田原市荻窪300番地  
小田原市役所 商業振興課

**お気軽に  
ご相談ください!**

詳しくは、小田原市のホームページ「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策中小企業事業者等支援金(第3弾)」を御確認いただくか、次の問い合わせ先まで御連絡ください。

### 【問い合わせ先】

小田原市経済部商業振興課 電話：33-1511 受付時間：平日8：30～17：15



## 【提出書類】

### 1 申請書（指定様式）

### 2 添付書類

※申請者が法人格を有する場合は「法人」の欄、それ以外の場合は「個人」の欄に○がある書類を提出してください。

※指定様式は、市ホームページからダウンロードしてください。ダウンロードが困難な方は申請書を郵送しますので、表面の問い合わせ先まで御連絡ください。

必要な書類	具体的な書類	法人	個人
申請者が本人であることを証する書類	運転免許証、住民基本台帳カード、個人番号カード（個人番号が映らないようにしてください）、健康保険証、介護保険証、在留カード、官公署（国又は地方公共団体）発行の免許証等 などの写し（1点）		○
2019年以前から事業収入（売上）を得ていることが分かる書類	2019年分の確定申告書第一表（又は別表一）の控え ※税務署による收受印が押印、e-taxにより申告した場合は受付日時が印字されているもの ※個人の場合「所得税」、法人の場合「法人税」 ※消費税の申告書類は不可	○	○
ア 2019年1月～3月の月別事業収入が（売上）が分かる書類 イ 2020年1月～3月の月別事業収入が（売上）が分かる書類	ア 2019年1月～3月に関する法人事業概況説明書 イ 2020年1月～3月に関する法人事業概況説明書	○	
ア 2019年1月～3月の月別事業収入が（売上）が分かる書類 イ 2020年1月～3月の月別事業収入が（売上）が分かる書類	ア 2019年1月～3月に関する所得税青色決算書（一般用）の【月別売上（収入）金額及び仕入金額】、確定申告の基礎資料とした月別事業収入（売上）が分かる書類 イ 2020年1月～3月に関する所得税青色決算書（一般用）の【月別売上（収入）金額及び仕入金額】、確定申告の基礎資料とした月別事業収入（売上）が分かる書類		○
法人の役員一覧	役員名簿（指定様式） ※履歴事項全部証明書は不可	○	
詐欺が発覚した場合に返還に応じること等を誓約する書類	誓約書（指定様式）	○	○
支援金の振込先口座が確認できる書類	預金（貯金）通帳の写し ※口座名義（カナ）や口座番号が確認できるページ	○	○
その他市長が必要と認める書類	※審査の過程で、必要に応じて、個別に対応していただく場合があります。	※	※

## 【保存を要する書類】

・2021年1月から3月までの事業収入が分かる書類（売上帳簿等）

※上記以外の保存を要する書類については、事業の種類により異なりますので、市ホームページを御確認ください。

※保存を要する書類については、申請者が給付要件を満たさないおそれがある場合に、提出を求める等の調査を行うことがあります。求めに応じて速やかに提出できるよう、電子的方法等により5年間保存してください。